

第6章 地球温暖化対策に係る施策・取組

1 各主体の役割 市民・事業者・行政

脱炭素社会を実現するため、市民、事業者、行政の各主体が相互に連携・協働し、各種施策を推進します。

【市民】

■脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルを心がけます。

- ・ 身の回りでできる省エネ、公共交通や自転車の利用、ごみの減量等に取り組みます。
- ・ 環境や人、社会に配慮した商品・サービスを積極的に選択（エシカル消費）することで、市民一人ひとりが環境問題や社会的課題の解決に貢献します。

■環境負荷の低い商品・エネルギー・サービス等を選択します。

- ・ 太陽光発電システム、蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）、ヒートポンプ、再生可能エネルギーを含む低炭素電力、高効率な家電、LED照明、次世代自動車等を利用します。
- ・ 住宅の高気密・高断熱化や緑化等の環境配慮に努めます。

■気候変動の影響への適応を進めます。

- ・ 今後起こり得る気候変動影響に備えるため、災害時の避難方法の把握や備蓄の確保、熱中症予防や感染症予防等、身の回りでできる対策を行います。

■地球温暖化対策に関する活動等へ積極的に参加します。

- ・ イベントや講座等へ参加し、地球温暖化対策について学びます。
- ・ 地域の環境活動等へ参加し、地球温暖化対策のために行動します。

【事業者】

■事業活動における計画的な温室効果ガス排出の抑制に努めます。

- ・ 事業所における日常の省エネ行動、省エネ設備・機器の導入、自動車利用の抑制等に取り組みます。
- ・ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの利用を進めます。

■脱炭素社会の実現に向け、環境経営を推進します。

- ・ 環境・エネルギー分野に関する新技術・新製品の研究開発や、環境負荷の低い商品・エネルギー・サービス等の提供に努めます。

■気候変動の影響への適応を進め、事業継続性の確保に努めます。

- ・ 今後起こり得る気候変動影響に備えるため、災害時等の被害軽減や応急対応等について検討し、事業継続のための対策を進めます。

■地球温暖化対策に関する活動等へ積極的に参加します。

- ・ 地域や本市が実施するイベント、環境活動等に参加・協力します。

【行政】

■目指す将来像と目標の実現に向けて、施策・取組を確実に実行します。

- ・ 本計画に掲げる目指す将来像と目標の実現に向けて、本計画に基づく施策・取組を確実に実行し、市民や事業者への各種支援や、協働による活動、普及啓発・環境教育、情報収集・発信等に取り組みます。

■本市の事務事業において率先して地球温暖化対策に努めます。

- ・ 本市自らが事業者・消費者であることを自覚し、本市の事務事業において率先して地球温暖化対策に努めます。

■国や関係自治体と連携により地球温暖化対策の効果的な推進に努めます。












- ・ 国や関係自治体との連携し、地球温暖化の緩和、影響への適応策の効果的な推進に努めます。

■進行管理を行い、計画の効果的な運用を図ります。

- ・ 計画の進捗状況の把握、評価を行い、必要に応じて取組を見直すことで、本計画の効果的な運用を図ります。

2 施策の体系

目指す将来像を達成するため、以下の6つの施策の柱に紐づく施策・取組を推進します。また、各施策の柱に関連するSDGsの主な目標を表示します。各主体が取組を実践することで、これらのSDGsの達成に寄与します。

将来像	施策の柱	施策の方向	関連するSDGs
「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現	1 省エネルギー化の推進	1-1 省エネルギー行動の促進	  
		1-2 家庭や事業所の省エネルギー化の促進	 
		1-3 市役所における省エネルギー化の推進	 
	2 持続可能なエネルギー政策の推進	2-1 再生可能エネルギー等の利用拡大	 
		2-2 自立・分散型エネルギーシステムの構築	 
		3 環境未来都市の実現	3-1 エネルギー効率の良いまちづくりの推進
	3-2 環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進		
	3-3 先進的な技術・サービスの推進		 
	4 気候変動への適応	4-1 農業及び自然環境への影響に関する対策の推進	 
		4-2 自然災害対策の推進	
		4-3 市民生活や健康への影響に関する対策の推進	
		4-4 広域的な連携の推進	
	5 循環型社会の形成	5-1 3Rの推進による廃棄物の減量	 
		5-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進	
	6 環境教育・環境学習の推進	6-1 環境教育・環境保全活動等の推進	     

- 重点施策 1 ゼロカーボンシティ実現に向けた地域循環共生圏の構築
- 重点施策 2 スマートシティの実現
- 重点施策 3 身近な気候変動への適応策の推進
- 重点施策 4 多様な主体との連携・協働の推進

の主な目標				

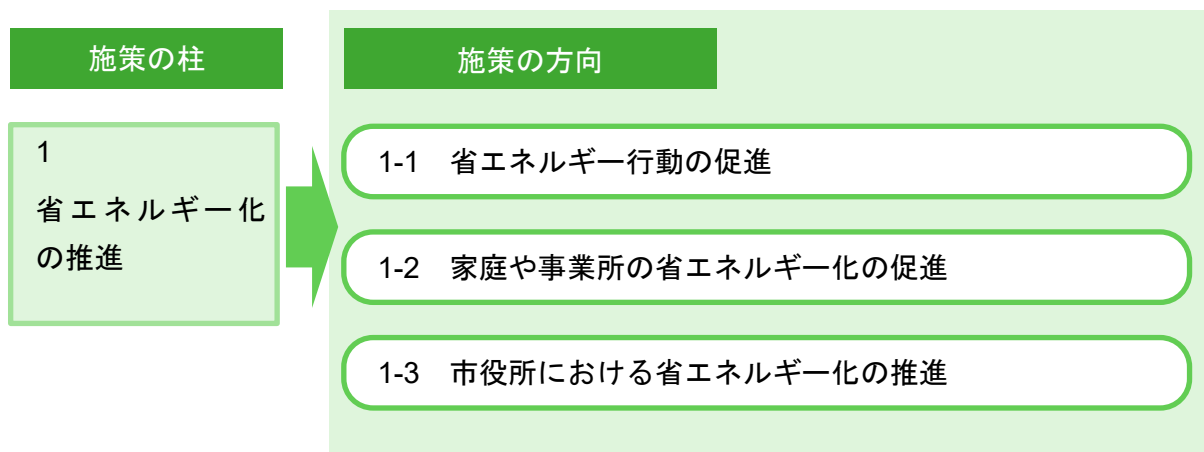
施策
(1) 脱炭素型ライフスタイルの推進 【重点施策 4】 (2) 地球温暖化対策に関する啓発・連携・協働 【重点施策 4】
(1) 家庭への省エネルギー設備・機器の普及促進 (2) 事業所への省エネルギー設備・機器の普及促進
(1) 市役所業務における省エネルギーの取組推進 (2) 公共施設の省エネルギー化の推進
(1) 市民による再生可能エネルギー利用促進 【重点施策 1】 (2) 事業者による再生可能エネルギー利用促進 【重点施策 1】 (3) 市役所における再生可能エネルギー等の利用の推進 【重点施策 1】 (4) 水素エネルギーの活用
(1) エネルギーの地産地消の推進 【重点施策 1】 【重点施策 4】 (2) エネルギーセキュリティ確保の促進 【重点施策 1】
(1) エネルギー効率の良い建築物の普及促進 【重点施策 2】 (2) 地区や街区におけるエネルギーの効率的利用 【重点施策 2】
(1) 歩行者・自転車利用環境の維持・向上 【重点施策 2】 (2) 公共交通利用環境の維持・向上 【重点施策 2】 (3) 自動車利用の抑制と効率化 (4) 次世代自動車の普及促進
(1) イノベーションによる先進的なまちづくりの推進 【重点施策 2】 (2) エネルギー関連ビジネスの促進 【重点施策 2】
(1) 農業に係る対策 (2) 水環境に係る対策 【重点施策 3】 (3) 生態系に係る対策 【重点施策 1】 【重点施策 3】
(1) 洪水、内水、土砂災害への対策 【重点施策 3】
(1) 暑熱対策 【重点施策 3】 (2) 熱中症対策 【重点施策 3】 (3) 感染症対策
(1) 広域的な連携による取組の推進 【重点施策 3】 (2) 多様な主体との連携による取組の推進 【重点施策 4】
(1) ごみの発生抑制・再利用（リデュース・リユース）の推進 (2) 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進 (3) 3Rの意識啓発 【重点施策 4】 (4) 産業廃棄物の3Rの推進
(1) 廃棄物の循環利用の推進 【重点施策 1】 (2) 計画的な施設の整備・更新
(1) 環境教育の推進 (2) 環境学習の推進 【重点施策 4】 (3) 環境活動の促進 【重点施策 1】 【重点施策 4】

3 施策の展開

1 省エネルギー化の推進

地球温暖化の対策には、使用するエネルギーを減らす取組が必要です。

市民、事業者、行政による、日常における身近な省エネルギー行動とともに、環境に配慮した家電やオフィス設備の導入、エネルギー効率の良い建築物の普及を促進します。



目標	成果指標			
	成果指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する	市民1人当たりの温室効果ガス排出量	5.6t-CO ₂ (基準年度:平成25年度)	4.31t-CO ₂ (令和5年度)	3.67t-CO ₂ (令和10年度)
	市域の再生可能エネルギーなどの導入量	3,724TJ (基準年度:平成25年度)	5,840TJ (令和5年度)	6,898TJ (令和10年度)
施策の柱	目標指標			
	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
1 省エネルギー化の推進	家庭部門における温室効果ガス排出量(市民)	216万t-CO ₂ (基準年度:平成25年度)	156万t-CO ₂ (令和5年度)	126万t-CO ₂ (令和10年度)
	産業部門・業務部門における温室効果ガス排出量(事業者・行政)	333万t-CO ₂ (基準年度:平成25年度)	254万t-CO ₂ (令和5年度)	215万t-CO ₂ (令和10年度)
	市役所の事務事業における温室効果ガス排出量	286,742t-CO ₂ (基準年度:平成25年度)	211,139t-CO ₂ (令和6年度)	176,774t-CO ₂ (令和11年度)
	市内の乗用車の新車登録台数に占める次世代自動車の割合	34.6% (平成30年)	42.3% (令和6年)	48.7% (令和11年)

1-1 省エネルギー行動の促進

各種イベントでのSDGsと連携した普及啓発や新しい生活様式を踏まえた情報発信等により、市民、事業者、行政による、日常生活や事業活動における身近な省エネルギー行動、農産物の地産地消、温室効果ガスの削減を図ります。

施策

(1) 脱炭素型ライフスタイルの推進【重点施策4】

①エコでスマートなライフスタイルへの転換の促進

市民、事業者に対し日常生活における無理のない形での省エネ・節電の取組を呼びかけるキャンペーンの実施、「さいたま市環境フォーラム」等イベントの充実、市民の行動変容を促すきっかけ作りや、クールビズやウォームビズの関連情報の提供等により、市民、事業者向けの意識啓発を推進し、通年で環境配慮行動に取り組むライフスタイルへの転換を促進します。

②省エネ行動の促進

各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ・省CO₂対策を提案する「うちエコ診断」等を通じて、家庭での省エネ機器の導入や省エネ行動の促進を図ります。

③地産地消事業の推進

安全・安心な農産物を供給することで地産地消を推進し、輸送によるエネルギーを削減します。また、市内の特色ある農産物を原料とした加工品の開発支援等による農産物のブランド化の推進や、直売所に関する情報発信等の市内農産物の消費活性化策を推進します。

④エコ通勤、エコドライブの促進

通勤手段をマイカーから、より環境負荷の少ない公共交通や自転車、徒歩等へ転換する取組であるエコ通勤を、市職員が率先して実施するとともに、市民、事業者に働きかけます。

また、エコドライブを普及するため、イベント等を活用した普及啓発を行い、「移動」を「エコ」にする行動促進を図ります。

(2) 地球温暖化対策に関する啓発・連携・協働【重点施策4】

①COOL CHOICE 普及啓発活動推進事業

COOL CHOICE とは、令和12(2030)年度に向けて温室効果ガス排出量を26%削減(平成25(2013)年度比)するために、省エネ・低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択行動等の温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという国民運動です。

国や事業者と連携して、イベントやメディア等でSDGsと関連した普及啓発活動を行い、COOL CHOICE のより一層の認知度向上を図っていきます。

②ナッジの手法を取り入れた普及啓発の実施

「ナッジ」の考え方を活用し、省エネ行動等と呼びかける啓発ツール等を作成する等、効果的な普及啓発を行い、自発的な行動変容を促します。

③地域・体制づくり

本市の温室効果ガス排出量は、家庭部門及び業務部門の2部門の割合が大きいため、市民や事業者による温室効果ガス排出量削減へのさらなる取組を行っていきます。

取組推進のため、市民、市民団体、事業者、事業者団体、埼玉県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、行政等を構成員とする「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」が設立されており、同協議会と協働し市民等と行政との連携による地球温暖化対策を推進する様々な啓発や事業、将来の担い手への教育等を行っていきます。

④市民団体等との連携の推進

地球温暖化防止活動に取り組む市民団体等との連携・協働による取組の促進を図ります。

その一環として、サッカーの盛んな本市の特性を活かし、市内Jリーグチームとの連携等による地球温暖化対策や節電・省エネ対策等の意識啓発事業を実施します。

⑤関係団体等との連携の推進

イクレイを始めとする関係団体等との更なる連携を通じて、国、自治体、企業等の様々なステークホルダーと先進技術及び知見を共有するとともに、本市の取組についても国内外へ発信していきます。

家庭における省エネ行動で節約と温室効果ガスの削減を！

家庭において毎日使用している家電や機器もエネルギーを消費し、温室効果ガスを排出しています。一人ひとりが問題意識を持って省エネ行動を実践することで、節約になるだけでなく、本市全体で、たくさんの温室効果ガスを削減することができます。ぜひ自分でできる省エネ行動に取り組んでみてください。

●電球をLEDランプに取り替える

年間電気省エネ量	90.00 kWh
年間節約金額	約 2,430 円
CO ₂ 削減量	52.8 kg

54W の白熱電球から9W の電球形LEDランプに交換した場合

●冷房の設定温度は28℃を目安に

年間電気省エネ量	30.24 kWh
年間節約金額	約 820 円
CO ₂ 削減量	17.8 kg

外気温31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を27℃から28℃にした場合(使用時間:9時間/日)

●PCを使わない時は、電源を切る。

年間電気省エネ量	5.48 kWh
年間節約金額	約 150 円
CO ₂ 削減量	3.2 kg

ノート型PCの利用時間を1日1時間短縮した場合

●シャワーは不必要に流したままにしない

年間ガス省エネ量	12.78 m ³
年間節約金額	約 1,000 円
CO ₂ 削減量	29.0 kg

45℃のお湯を流す時間を1分間短縮した場合

出典:「家庭の省エネ徹底ガイド」(資源エネルギー庁)より作成

1-2 家庭や事業所の省エネルギー化の促進

環境に配慮した家電やオフィス設備の導入、エネルギー効率の良い建築物の普及の推進、フロン類の適正処理等の促進を図ります。

施策

(1) 家庭への省エネルギー設備・機器の普及促進

①エネルギー使用状況の『見える化』の促進

家庭におけるエネルギー使用状況の『見える化』に向けた省エネルギー意識の向上を図ります。

②家庭への省エネルギー型設備・機器の普及促進

補助制度や事業者等を通じた普及啓発等により、家庭における高効率な省エネルギー型設備・機器の導入を促進します。

また、新築住宅におけるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及に向けた施策を検討します。

③家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進

エネルギー効率の高い家庭用燃料電池（エネファーム）に対する助成及び助成制度に関する情報発信を行い、普及を促進します。

(2) 事業所への省エネルギー設備・機器の普及促進

①省エネルギー機器・設備の導入促進

事業者との連携による情報発信等を行い、ヒートポンプ技術の利用促進、省エネルギー機器、業務ビル等に対するBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の導入促進を図ります。

また、市内中小企業が設備を導入する際に利用可能な融資制度等の周知を図ります。

②自主的な環境保全活動の促進（環境負荷低減計画制度の推進）

事業者自らが温室効果ガス排出削減の目標と計画を立て、実施・評価する等の基本的な環境管理を実践及び公表する「環境負荷低減計画制度」の運用を通じて、事業者の自主的な環境保全活動を促進します。

また、エネルギー診断等を通じて、事業者の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入等を促進します。

③商店街街路灯LED化の推進

商店街が行うLED街路灯の新設、既存の街路灯のLED化（ランプ交換、灯具等の改修）について支援します。

④事業者の省エネ対策への支援の検討

中小企業に対し、環境配慮型データセンターへの移行に係る支援策や、コンサルタント、建設・設備会社、ビル管理会社等を活用して省エネルギー化を行う等の支援策を検討します。

⑤フロン類の適正処理の推進

埼玉県や関係団体と連携した周知啓発を行い、法令に基づく、フロン類の適正処理を推進します。

1-3 市役所における省エネルギー化の推進

市民、事業者を牽引する役目を果たし、本市における省エネルギーの率先行動を徹底し、公共施設や設備の省エネルギー化を推進します。

施策

(1) 市役所業務における省エネルギーの取組推進

①市役所職員の率先行動

市役所職員が日常業務において省エネ、節電等の温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組むように、働きかけを行います。

②グリーン購入の推進

グリーン購入・グリーン契約とは環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入・契約することです。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」、「環境配慮契約法」に基づき、市役所は物品や公用車等の購入、庁舎の維持・修繕、電力の調達契約等においてグリーン購入・グリーン契約を推進します。

③環境施設の自主的取組の推進

本市の環境施設において、環境に対する負荷低減活動を自主的に行います。また、再生可能エネルギーを始めとする低炭素電力の調達を推進します。

④節電、電力需給対策の推進

夏季・冬季の電力需給対策において、国や関係機関からの節電への協力要請に対して積極的に対応するとともに、市民、事業者に対しても節電への協力を求めます。

(2) 公共施設の省エネルギー化の推進

①環境配慮型公共施設の整備促進

公共施設の新増設や改修・更新にあたっては、施設の長寿命化・エネルギー消費量の極小化を図るとともに、再生可能エネルギーや高効率な設備機器、エネルギー管理システム等の導入を促進します。

②ライフサイクルCO₂を意識した施設整備の推進

新施設におけるE S C O（エネルギーサービスカンパニー）事業の導入やZ E B（ネットゼロエネルギービル）化を検討する等、更なるライフサイクルCO₂を意識した施設整備を推進します。

③公共施設等のLED化の推進

学校や公園を含む公共施設におけるLED照明等の省エネ機器の導入、本市が設置する街路灯のLED化を推進します。

④公用車への次世代自動車の率先導入

特別な用途の車両等を除き、環境負荷が少なく、エネルギー消費量を削減することのできる次世代自動車を公用車へ率先導入します。

また、災害時等の事業継続性（BCP）の確保に向けて、燃料（エネルギー）の多様化を図るため、用途や状況に応じた次世代自動車の導入を検討します。

東部環境センターにおけるスマート水素ステーション活用の取組

平成26（2014）年9月から、さいたま市見沼区の「さいたま市東部環境センター」に「スマート水素ステーション」を設置して、廃棄物発電の電力で製造した再生可能エネルギー由来の水素を、本市の公用車として使用する燃料電池自動車である「FCX クラリティ」へ供給する取組を行いました（平成26（2014）年～平成29（2017）年実施）。

燃料電池自動車は主に水素を燃料とし、水素と酸素を化学反応させて電気をつくり、つくりだした電気でモーターを回転させることで走る車で、走行時は水しか排出しないため、環境にとっても優しい車となっています。

ガソリン車は燃料であるガソリンを補充するためガソリンスタンドに行きますが、燃料電池自動車が燃料である水素を補充するためにあるのが水素ステーションです。

さいたま市東部環境センターにおける取組では、スマート水素ステーションで水素を製造する際に使用する電気を、東部環境センターでのごみ焼却の余熱を利用した廃棄物発電で賄うことにより、再生可能エネルギー由来の水素を供給しました。

また、燃料電池自動車が発電した電気は、外部給電をすることも可能で、ごみの余熱を利用してできた電気は水素として貯えておき、災害時には電源として利用が可能となるなど、燃料電池自動車は、環境にやさしいだけでなく、災害等による停電時の電気の確保にも役立つ車となっています。

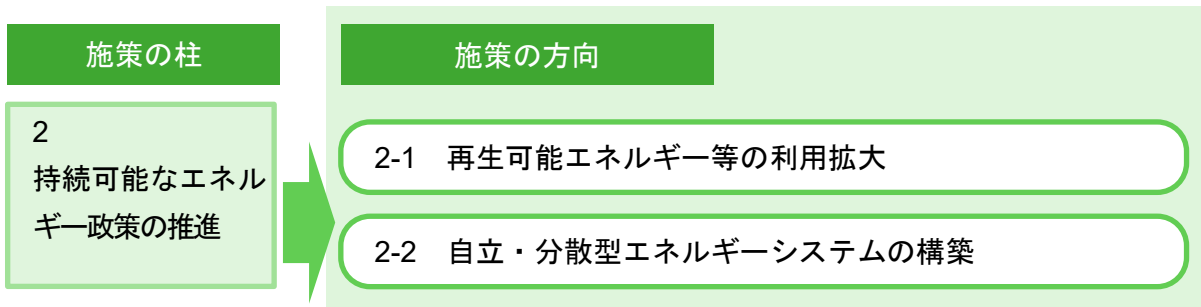


〈燃料電池自動車とスマート水素ステーション〉

2 持続可能なエネルギー政策の推進

太陽光や廃棄物等から作られた電気、熱等の再生可能エネルギーを利用することで、二酸化炭素排出量の大幅な削減につながります。

市民、事業者が再生可能エネルギー等の設備を導入しやすいように、各種助成制度等の情報提供を行い、普及を促進していきます。また、本市は、市民、事業者の取組をけん引する立場として、再生可能エネルギー等の積極的な導入を進めます。



施策の柱	目標指標			
	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
2 持続可能なエネルギー政策の推進	太陽光発電設備等を導入した施設（公民館）	20%【12館】 (令和元年度)	40%【24館】	57%【34館】
	公共施設への再生可能エネルギー等の導入（電力の地産地消）	—	公共施設・市域への導入拡大及び効果検証	公共施設・市域への導入拡大【電力の地産地消を確立】
	再生可能エネルギー等の導入施設数	—	6施設	16施設

2-1 再生可能エネルギー等の利用拡大

市民、事業者による再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。また、公共施設における太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や、地中熱、バイオマス等、新たな再生可能エネルギーの利用に向けた調査・検討を行います。

施策

(1) 市民による再生可能エネルギー利用促進【重点施策1】

①再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーに関する情報発信や支援制度等を通じて、太陽光、太陽熱、地中熱、バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。

②蓄電池の普及促進（再生可能エネルギーの家産家消の推進）

固定価格買取制度の買取期間が満了した住宅用太陽光発電の自家消費による、再生可能エネルギーの効率的な利用を促進するため、非常用電源としても活用できる蓄電池（EVも含む）の普及促進に取り組みます。

③卒FITの活用

電力のトラッキングサービスを提供している民間事業者との連携により、市内の住宅等に設置されている卒FIT電源を有効活用するための検討を行い、電力の地産地消の実現に向けた取組を推進します。

④低炭素電力の普及促進

民間事業者との連携等により、温室効果ガス排出係数の低い電力調達が促進される施策を検討し、再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。

(2) 事業者による再生可能エネルギー利用促進【重点施策1】

①市街地開発に際しての太陽光発電設備の導入誘導

市街地開発事業や新築住宅等の建築に際し、事業者による太陽光発電設備導入の機会の創出を図ります。

②自主的な環境保全活動の促進（環境負荷低減計画制度の推進）【再掲】

事業者自らが温室効果ガス排出削減の目標と計画を立て、実施・評価する等の基本的な環境管理を実践及び公表する「環境負荷低減計画制度」の運用を通じて、事業者の自主的な環境保全活動を促進します。

また、エネルギー診断等を通じて、事業所の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入等を促進します。

③低炭素電力の普及促進【再掲】

民間事業者との連携等により、温室効果ガス排出係数の低い電力調達が促進される施策を検討し、再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。

④未利用エネルギーの利用促進

市内の大規模事業所等における工場排熱や下水熱等の未利用エネルギーの利活用を検討します。

(3) 市役所における再生可能エネルギー等の利用の推進【重点施策1】

①大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の活用

本市が所有する未利用地等を活用した大規模太陽光発電施設を有効活用するとともに、施設の維持・健全化に努めます。

②公共施設の屋根貸し等による再生可能エネルギー設備の導入促進

民間事業者への屋根貸しによる太陽光発電事業等の新たな手法を用いた再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

③公共施設への再生可能エネルギー導入促進（防災拠点のエネルギーセキュリティ強化）

平時の脱炭素化と災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、災害時に避難所となる小・中学校や公民館を中心とした公共施設に、太陽光発電設備、省エネルギー・高効率機器、蓄電設備等の総合的な導入を推進します。また、PPA（パワーパッチェスアグリメント）等の新しい手法による再生可能エネルギーの導入やVtoX（自動車からの

外部給電)の活用、公共施設に設置された太陽光発電設備や蓄電池を活用したVPP(バーチャルパワープラント)の導入について検討します。

④公民館への再生可能エネルギー導入促進

公民館施設リフレッシュ計画にあわせて、太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を積極的に推進します。

⑤公共施設における低炭素電力の調達

市役所本庁舎、学校、環境施設等の市民への訴求力の高い施設を中心に、再生可能エネルギーや低炭素電力の調達(証書の活用等を含む。)を推進します。

⑥小水力発電の活用

上水道施設等の既存の水利用設備のポンプ水圧・流量を利用した小水力発電を継続して行います。

⑦ごみ焼却余熱の有効利用の推進

ごみ焼却施設においてごみ焼却時に発生する余熱を利用した給湯、冷暖房、隣接する温浴施設への熱源供給等を継続して行うとともに、ごみ焼却時に発生する余熱で発電した電力の地産地消を行います。

⑧下水処理センターで発生するメタンガスの利用

下水污泥から発生するメタンガスを、消化槽加温用のボイラーの補助燃料として使用することで、同ボイラーの主燃料である重油使用量を削減します。併せて、環境負荷の少ない燃料への切替等を検討します。

⑨下水等の処理污泥のエネルギー化技術の調査

下水等の処理污泥のエネルギー化の利用について、実現可能性調査を行い、施設管理者・民間事業者との協議等、事業化の実施に関する検討を行います。

⑩下水熱の利用に向けた調査

下水熱の利用について、施設管理者・民間事業者との協議等、事業化の実施に向けた検討を行います。

⑪都市間連携による再生可能エネルギーの導入促進等

都市間連携を通じて、市役所(公共施設)を始めとする、市民、事業者が再生可能エネルギー由来の低炭素な電力を調達できる方策やカーボンオフセットの活用等について調査・検討します。

⑫バーチャルパワープラント(VPP)等の導入検討

民間事業者との連携により、IoT技術(ブロックチェーン技術)や蓄電池等を活用したVPPの構築等による電力系統の安定化、電力の負荷平準化等に向けた施策を検討し、再生可能エネルギーの導入拡大や更なる省エネルギーを推進します。

⑬関係団体と連携した「RE Action」の推進

「再エネ 100 宣言 RE Action」参加団体を始めとする、国や自治体、企業、団体と連携を図り、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた情報発信等を行います。

(4) 水素エネルギーの活用**①水素エネルギーの普及啓発**

事業者との連携により、市内の水素ステーション等を活用し、水素エネルギーの特性や基礎知識等を市民が学ぶ機会を提供します。

②水素エネルギー利用に関する実証等の実施

水素社会の実現に向け、事業者との連携により、環境負荷低減やエネルギーの安定確保等に大きく貢献する水素エネルギーの普及に向けた取組を推進します。

③再生可能エネルギー由来水素の利活用の検討

国や事業者と連携し、再生可能エネルギー由来の水素の利活用について検討します。

2-2 自立・分散型エネルギーシステムの構築

再生可能エネルギーを地産地消する仕組みの検討や構築に取り組みます。また、防災拠点等の公共施設において、太陽光発電設備や蓄電池を活用し、災害時等の安全・安心を確保する自立・分散型エネルギーシステムを構築します。

施策**(1) エネルギーの地産地消の推進【重点施策1】【重点施策4】****①公共施設への太陽光発電設備等の導入推進**

公共施設の新増設や改修・更新とあわせて、公共施設への太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を積極的に進めます。

②ごみ焼却余熱の有効利用の推進【再掲】

ごみ焼却施設においてごみ焼却時に発生する余熱を利用した給湯、冷暖房、隣接する温浴施設への熱源供給等を継続して行うとともに、ごみ焼却時に発生する余熱で発電した電力の地産地消を行います。

③ごみ焼却施設で発電した電力の地産地消の推進

ごみ焼却施設で発電した電力を他の公共施設等に供給するために必要な調査・検討を行い、新たなスキームを構築します。

また、民間事業者との連携により、IoT技術（ブロックチェーン技術）等を用いたトラッキングスキームを活用する等、市域における電力の地産地消を推進します。

④蓄電池の普及促進（再生可能エネルギーの家産家消の推進）【再掲】

固定価格買取制度の買取期間が満了した住宅用太陽光発電の自家消費による、再生可能エネルギーの効率的な利用を促進するため、非常用電源としても活用できる蓄電池（E Vも含む。）の普及促進に取り組みます。

(2) エネルギーセキュリティ確保の促進【重点施策1】

①公共施設への再生可能エネルギー導入促進（防災拠点のエネルギーセキュリティ強化）【再掲】

平時の脱炭素化と災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、災害時に避難所となる小・中学校や公民館を中心とした公共施設に、太陽光発電設備、省エネルギー・高効率機器、蓄電設備等の総合的な導入を推進します。また、P P A等の新しい手法による再生可能エネルギーの導入やV t o X（自動車からの外部給電）の活用、公共施設に設置された太陽光発電設備や蓄電池を活用したV P P（バーチャルパワープラント）の導入について検討します。

②蓄電池の普及促進【再掲】

固定価格買取制度の買取期間が満了した住宅用太陽光発電の自家消費を促進するため、再生可能エネルギーの効率的な利用や非常時用電源としても活用できる蓄電池の普及促進に取り組みます。

③コージェネレーションシステム等の普及促進（災害時にも活用できる発電設備の導入）

近年の災害時も活躍した発電設備としてコージェネレーションシステムの普及に向けて、事業者との連携を図ります。また、住宅には、平常時は電力と熱を発生させ、停電時も電力と熱を作り出す事の出来る環境負荷の少ない家庭用燃料電池（エネファーム）等の設置を推進します。

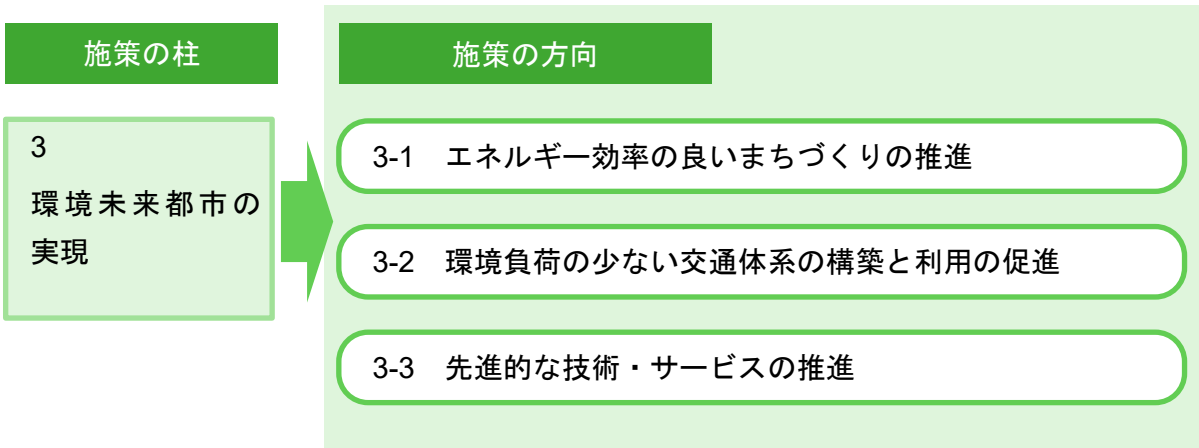
④ハイパーエネルギーステーションの普及

東日本大震災の経験を踏まえ、平時の低炭素化と災害時の輸送手段やエネルギーセキュリティの確保に、エネルギーの多様化が有効であるとの認識のもと、市内に、ガソリン・軽油といった既存の自動車用燃料供給施設に加え、再生可能エネルギーを活用した電気自動車用の充電器や天然ガス自動車用の圧縮天然ガス充填施設、燃料電池自動車用の水素供給施設等、様々なエネルギー供給施設を「ハイパーエネルギーステーション」として整備します。

3 環境未来都市の実現

温室効果ガス排出削減は、建築物やエネルギーインフラ等を含めたまち全体で進めていく必要があります。

スマートホーム・コミュニティの普及、産学官連携による、先進的な技術・サービスの推進等、脱炭素化につながるまちの環境整備を行い、環境未来都市の実現を目指します。



施策の柱	目標指標			
	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
3 環境未来都市の実現	「生活支援サービス」の実装数	3 事業実装済 (R2.4.1 時点)	8 事業	13 事業

3-1 エネルギー効率の良いまちづくりの推進

エネルギー効率の良い建築物の普及促進、エネルギーの面的利用、スマートホーム・コミュニティの普及等、まちづくりにおける省エネルギー化とエネルギー利用の効率化を推進します。

施策

(1) エネルギー効率の良い建築物の普及促進【重点施策2】

① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による届出

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）では、300 m²以上の建築物を新築や増改築する際に届出を義務付けています。届出された計画が省エネ基準に適合せず必要と認める場合は、所管行政庁より計画の変更の指示・命令等が出されます。この法律や届出について、事業者への情報提供や指導を行います。

②長期優良住宅等の普及促進

長期優良住宅建築等計画や低炭素建築物新築等計画の認定及び省エネ法に基づく省エネ措置等を通じて、高い省エネルギー性能を備えた住宅、長く住み続けられる住宅、環境にやさしい住宅等の普及を図ります。

③さいたま市建築物環境配慮制度（CASBEEさいたま）

さいたま市建築物環境配慮制度（CASBEEさいたま）は「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築に起因する環境への負荷の低減を目的に、建築物を設計する段階から省エネルギーや省資源、再利用等の地球温暖化の防止のための措置等の計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を作成し、本市に届出する制度です。建築物環境配慮計画は「建築物環境配慮指針」に基づく評価方法によりC、B⁻、B⁺、A、Sの5段階のランク付けがされB⁺を標準としています。

市有建築物ではA⁺ランク以上となるよう引き続き取り組みます。事業者に対しては、制度の周知を行い、計画の適切な作成・届出を呼びかけるとともに、評価方法が建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、必要な指導及び助言を行います。

④直結給水の普及促進

配水管の圧力を利用するため、エネルギーを有効に活用でき、点検・清掃等の維持管理面でもメリットがある方式として、貯水槽を経由せずに給水する直結給水を普及促進していきます。

(2) 地区や街区におけるエネルギーの効率的利用【重点施策2】

①エネルギーの面的利用の促進

都心や副都心のようにエネルギー需要が大きい地区で市街地開発事業が行われる際は、あらかじめ計画段階からエネルギー機器の位置、熱導管や電力線の位置を検討しておくよう誘導することで、建物間や街区単位における熱や電気の融通を促進します。

②スマートホーム・コミュニティの普及

低炭素で災害に強く、コミュニティが醸成されるまちづくりに向けて、コミュニティ醸成のためのコモンスペース、その地中部を活用した電線類の地中化、さいたま市地区基準による高断熱・高气密仕様（HEAT20G2）を備えたスマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区の整備を進めます。また、関連団体や民間事業者と連携して、市内への展開を図ります。

③大宮駅周辺のまちづくりの推進

大宮駅周辺地域戦略ビジョンにおける環境面の戦略として、「都心ならではの環境配慮や情報技術活用を推進する戦略」や、「人と環境にやさしい交通体系へ転換する戦略」を推進

します。各種事業を推進させることにより、緑地の確保や屋上緑化、道路整備による交通渋滞の解消等を図ります。

④環境に配慮した土地利用の推進

計画的なまちづくりを推進し、市街地の良好な環境を形成するため、地区計画制度の普及・啓発を図り、市民と連携して地区計画等を策定し、地区の特性に応じた土地利用の規制・誘導を行います。

⑤組合施行等土地区画整理事業

土地区画整理組合に対し、補助金の交付及び資金の貸付けを行い、土地区画整理事業を促進し、健全な市街地の形成を図ります。

⑥地域・地区整備事業

埼玉県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づき、環境に配慮した整備・開発・保全を推進します。

⑦集約型都市構造を目指したまちづくりの推進・誘導

低炭素化に寄与する南北の鉄道を軸とした集約型都市構造を目指し、まちづくりを推進・誘導していきます。

⑧都市計画マスタープランの推進

「さいたま市都市計画マスタープラン」に基づき、公共交通を中心としたまちづくりや、市街地や大規模施設における効率的なエネルギー利用、市街地周辺の緑の維持・保全等に取り組み、都市の低炭素化を実現していきます。

3-2 環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進

徒歩や自転車、公共交通を利用しやすい環境を整備・維持することにより、環境負荷の少ない移動を促進します。また、自動車の利用の抑制及びより環境負荷の少ない自動車の利用を促進します。

施策

(1) 歩行者・自転車利用環境の維持・向上【重点施策2】

①健康づくりを目的とした歩道の整備

健康づくりを目的とした歩道の整備を行い、それらの歩道の利用について普及・啓発を行います。

② 駅周辺のおもてなし歩行エリアの整備

駅周辺のおもてなし歩行エリアの整備を行い、それらの歩道の利用について普及・啓発を行います。

③ シェアサイクル・シェアスクーター普及事業

短距離移動の利便性、都市内の回遊性の向上を図るため、民間事業者との連携により、シェアサイクル・シェアスクーター等のマイクロモビリティの普及を促進します。

④ 自転車通行環境の整備

自動車への過度な依存の抑制を目指し、自転車利用環境を向上するため、自転車通行環境を整備します。

⑤ 駐輪場の適正配置の推進

自転車利用者の利便性を高め、かつ駅周辺の良好な環境維持を図るため、民間事業者と連携して、駐輪場の適正配置の推進を図ります。

⑥ 放置自転車対策事業

市内各駅周辺の放置禁止区域に自転車等放置監視員を配置し、自転車等の放置防止の啓発、自転車駐車場への案内及び誘導を行います。

⑦ 歩行ネットワークを補完する“人”と“環境”にやさしい次世代交通環境の構築

駅やバス停等の既存の公共交通拠点から病院や商業施設、自宅等、行きたいところへ自由に移動できる手段を提供し、市民や来訪者の利便性を向上させるとともに、環境負荷を軽減させる低炭素型パーソナルモビリティの普及に取り組みます。

(2) 公共交通利用環境の維持・向上【重点施策2】

① バスの利便性向上

補助制度等を通じて、バスロケーションシステム、ノンステップバス等の導入・普及を促進し、バスの利便性向上を図ります。

② バスや鉄道利用に関する情報提供

コミュニティバス・乗合タクシーの運行について、ウェブサイト等を通じて広く周知し、バスの利用促進を図ります。

また、埼玉高速鉄道線の沿線イベントの市広報誌への掲載等、鉄道利用に関する様々な情報提供を行い、鉄道の利用促進を図ります。

③公共交通機関の施設における利便性向上の推進

高齢者や障害者等の円滑な移動を支援するため、公共交通機関の施設における移動等円滑化経路の整備やエレベーターの設置、出入り口、乗降場、改札口、トイレ等の利便性向上を図り、自動車から鉄道等の公共交通機関への転換を促進します。

④鉄道の利便性向上

通勤・通学時等、ピーク時の混雑率緩和を図るため、運行本数の増加をはじめとした鉄道の利便性向上について、鉄道事業者に要請します。

⑤コミュニティバス等の新規導入・路線変更の検討

地域のニーズに即した持続可能な公共交通を実現するため、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、地域住民の発意による新規路線の導入や既存路線の変更の検討を進めます。

(3) 自動車利用の抑制と効率化

①自動車利用から公共交通機関等への転換の推進

人の動きを自動車利用から公共交通機関等へ転換する「モビリティマネジメント」の各種取組を推進します。

②交通量対策

交通システムの改善や、共同輸配送、グリーン配送、端末物流対策等の環境にやさしい物流システムの推進により、自動車交通量の削減を図ります。

③九都県市自動車排出ガス対策の推進

本市を含む首都圏の1都3県及び5政令指定都市（九都県市）で協力・連携しながら、低公害・低燃費車の指定及び普及促進等、自動車排出ガスの削減に取り組んでいきます。

④広域的な都市間ネットワークの構築

脱炭素社会実現のため「E-KIZUNA Project」の取組を広げ、自治体、企業、団体等各ステークホルダーと連携し、広域的な都市間ネットワークを構築することで、次世代自動車の普及を推進します。

⑤交通安全施設設置及び維持管理事業

市民からの要望により設置する公衆街路灯は年々増加し、消費するエネルギー量も増加しているため、今後も公衆街路灯のLED化を推進します。

⑥狭あい道路拡幅整備事業

狭あい道路の拡幅に伴う後退用地の寄付をしていただき、市道として整備、維持管理を行います。また、事業概要を市報に掲載し、市民に対し啓発活動を強化します。

⑦都市計画道路の整備（広域幹線道路の整備）

市内各地で発生している慢性的な交通渋滞を緩和するため、骨格となる多車線道路や弱い弱な東西方向の道路整備を重点的かつ計画的に推進していきます。

⑧都市計画道路見直し事業

少子高齢化の進行、将来的な人口減少、財政の逼迫等の社会経済情勢の変化や、地球温暖化に対応した地球環境の負荷軽減等の持続可能なまちづくりの実現に向けた諸課題に対応するため、都市計画道路の抜本的な見直しを行います。

⑨マルチモビリティシェアリングの推進

電気自動車等、次世代自動車の導入促進のため、市民、事業者を対象にした官民共同のEVカーシェアリング等を検討します。

(4) 次世代自動車の普及促進

①電気自動車普及施策 E-KIZUNA Project（イー・キズナプロジェクト）の推進

脱炭素社会の実現に向けて、ゼロエミッションビークルを共有する社会を構築する等、次世代自動車の普及を目指し、市民や事業者、大学、国等と連携し、EV等の次世代自動車普及拡大のための課題解決に取り組むプロジェクトです。本プロジェクトでは、「充電セーフティネットの構築」、「需要創出とインセンティブの付与」、「地域密着型の啓発活動」を基本方針として定めています。

また、国内主要自動車メーカーを中心とする9社と、地球温暖化防止と持続可能な脱炭素社会の構築を目標とした「E-KIZUNA Project 協定」を締結し、各種取組を推進しています。

②市民・事業者の次世代自動車導入支援

市民や事業者による次世代自動車の導入を促進し、市域全体での普及拡大を図ります。

③公共施設の充電施設の整備

充電セーフティネットの構築を推進するため、公共施設における充電施設の整備を推進します。

3-3 先進的な技術・サービスの推進

都市間連携、事業者との連携により、エネルギー分野における先進的な技術の実証、導入及び活用を進め、スマートホーム・コミュニティや低炭素型パーソナルモビリティ等、市民へのサービス提供を進めます。

施策

(1) イノベーションによる先進的なまちづくりの推進【重点施策2】

①スマートホーム・コミュニティの普及

住宅内のエネルギーを管理するためのエネルギーマネジメントシステムや、蓄電池等を備えたスマートホームの導入を推進します。更に、このスマートホーム同士がエネルギーの最適化を図る「スマートホーム・コミュニティ」の普及を図ります。

②「公民+学」が連携した、まちづくり拠点施設「アーバンデザインセンターみその」(UDCMi)の運営

本市の副都心でもある美園地区では、民間企業や大学等との「公民+学」の連携により、本市が理想とする都市の縮図として「スマートシティさいたまモデル」の構築に取り組んでおり、AIやIoTといった技術を活用した生活支援サービスの提供を進めます。

③生活支援サービスの提供

ICTを活用した子育て、交通、環境、プロモーション、健康等、総合的に生活を支援するサービスを「美園タウンマネジメント協会」を通じた「公民+学」の連携により提供することで、「安心・安全」、「快適・便利」、「楽しく・豊か」なまちづくりを推進します。

④環境・エネルギー分野における新事業創出支援

環境・エネルギー分野をはじめとする新事業の創出を図り、市内の高い技術力を持つ企業の参入支援を行います。

(2) エネルギー関連ビジネスの促進【重点施策2】

①産学連携による研究開発支援と事業化の促進

市内企業と大学等との研究機関とのマッチングにより、環境・エネルギー分野に関する新技術・新製品の研究開発を支援するとともに、研究開発成果の事業化を促進します。

②産学官連携によるスマートホーム・コミュニティやマルチモビリティシェアリング等への新技術導入の推進

産学官の連携により、スマートホーム・コミュニティや低炭素型パーソナルモビリティ等の技術開発を推進します。

4 気候変動への適応

猛暑日や集中豪雨等の極端な気象現象等、気候変動は農業・林業、生態系、市民生活等へ様々な影響を及ぼしており、昨今では、「気候危機」「気候非常事態」等と表現されるようになるほど深刻化しています。今後は、地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する努力（緩和策）は最大限実施しつつ、気候変動による避けられない影響への対策（適応策）を適切に行っていくことが重要となっており、平成30（2018）年には気候変動適応法が施行されています。

今後は、市内で発生している影響の実態把握を継続的に行い、各種計画と連携を図りながら、気候変動に適応した農業・林業の整備、自然災害対策、暑さ対策等、適切な対応を進めていきます。また、新たに設置する気候変動適応センターを通じ、具体的な適応策の検討や実施に取り組むとともに、市民や事業者等に対しては、気候変動による影響への理解促進、熱中症予防等の身の回りのできる対策等の備えを呼びかける等の情報発信を行っていきます。

なお、本計画は気候変動適応法第12条に基づく「さいたま市気候変動適応計画」を内包するものとして位置付けています。

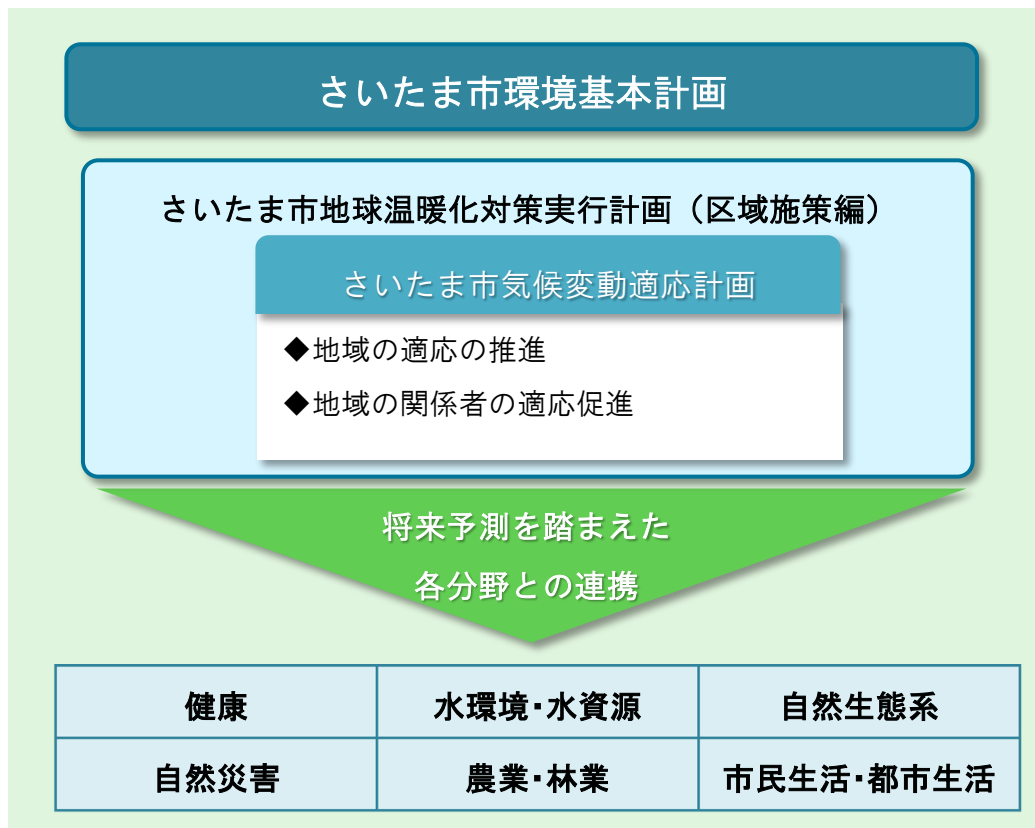
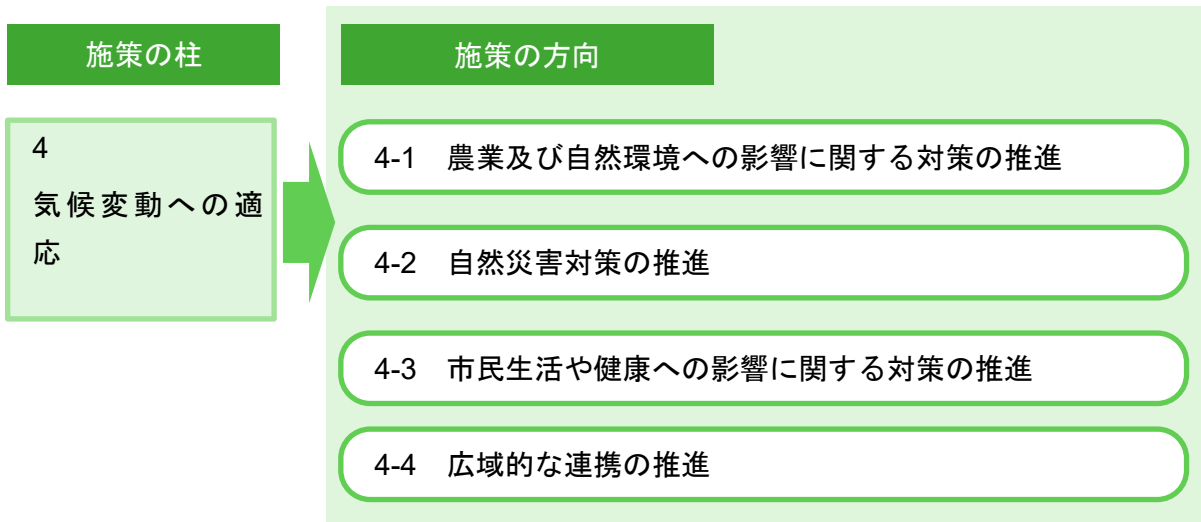


図 34 さいたま市気候変動適応計画の位置づけ



施策の柱	目標指標			
	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
4 気候変動への適応	適応策に資する事業数	18 事業 (令和元年度)	23 事業	28 事業

4-1 農業及び自然環境への影響に関する対策の推進

農業・林業分野における気候変動対策に関する情報提供や、新たな対策に関する検討等の取組を推進します。

また、自然環境への影響の監視と対策の検討を行います。

施策

(1) 農業に係る対策

① 農業基盤整備事業

ほ場の大区画化や、水路整備による安定した用排水機能の確保を図ることができる土地改良事業の実施に向け、調査、検討を行います。

② 温暖化に対応した品種、栽培技術、農業技術の普及

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、温暖化に対応した品種、栽培技術、農業技術の普及のための支援策や情報提供を行います。

③ 気候変動に伴う病害虫の増加等に関する情報収集及び対応策の検討

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、気候変動に伴う病害虫の増加等に関する情報収集及び対応策の検討を行います。

(2) 水環境に係る対策【重点施策3】

①緑の保全と育成

本市の樹林地や公園等の緑地、田畑等の農地には、雨水を地下に浸透させ、地下水を涵養する機能があります。市内の緑地を計画的に配置するとともに、良好な状態で維持することにより地下水を涵養する能力を保全します。

- ❖ 街なかにおける緑の創出
- ❖ 法令・条例等に基づく緑地の保全と管理
- ❖ 緑地と農地、用水・河川を一体的に保全し、健全な水循環を確保

②公共用水域の水質常時監視

水質汚濁防止法第16条の規定に基づき埼玉県が策定した公共用水域水質測定計画により、市内を流れる河川の汚染の状況を常時監視します。

また、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき埼玉県が策定したダイオキシン類常時監視に係る調査測定（公共用水域）実施計画により、市内を流れる河川のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視します。

気候変動の水質への影響について把握するため、これらの水質の常時監視等により水環境の変化を注視していきます。

③公共下水道の整備・維持管理による水環境の向上

河川における水環境向上のため、公共下水道の整備と適切な維持管理を行います。

④安定した給水の確保

上水道施設の整備により、市民等への安定した給水を行います。

⑤水環境保全に関する意識の啓発

学校での水をテーマとした環境学習や水道教室を通じた水環境に関する意識の啓発を行います。

(3) 生態系に係る対策【重点施策1】【重点施策3】

①特定外来生物及び有害鳥獣防除対策事業

生活環境や自然環境の保全のため、アライグマ等特定外来生物や有害鳥獣に関する相談に応じて、被害軽減のための助言や捕獲等による防除を実施します。また、カラスによる威嚇被害を防止するため対策を実施します。

②生態系変化の継続的なモニタリング

温暖化に伴い生息域を拡大している生物種（ツマグロヒョウモン等）に着目し、生態情報を市民等との連携により、継続的にモニタリングし、データベースを構築します。

③水と緑のエコロジカル・ネットワークの形成

市内に多様な動植物の生態系基盤となる水辺環境や自然公園等を、グリーンインフラの考え方も取り入れながら整備するとともに、緑地の保全や市街地における緑化の推進等により水と緑のエコロジカル・ネットワークを形成します。

④自然景観の保全・整備

個人が所有する屋敷林等の樹林地を、地域の重要な緑の資産として、自然緑地や保存緑地に指定します。特に貴重な緑地については、公有地化を図り、特別緑地保全地区に指定することで担保性のある緑地として永続的に保全します。

4-2 自然災害対策の推進

台風・豪雨による水害等の被害の防止・軽減のため、国と地域との連携により河川等の整備を推進します。また、ハザードマップや新しい生活様式を踏まえた避難誘導対策の周知により、市民の安全・安心の確保を図ります。

施策

(1) 洪水、内水、土砂災害への対策【重点施策3】

①下水道浸水対策事業

浸水対策を優先的に実施する整備促進エリアを中心に、引き続き雨水貯留施設等の整備を推進していきます。

②河川改修事業

浸水被害を軽減し、流域の市民の安全を守るため、川幅の拡幅や川底の掘り下げ等の改修工事を進め、1時間当たり30～50mmの雨量に対応できる河川の整備を行います。また、都市化の著しい河川流域における雨水流出量の増大等に対応するため、流域内の小中学校及び公園に雨水浸透施設や貯留施設の設置を進め、治水安全度の向上を目指します。

③洪水、内水ハザードマップ作成事業

洪水や内水による浸水の危険性やその対応、日頃からの洪水等に対する備え、心構えを周知するとともに、万が一、洪水等により氾濫が発生した場合の安全な避難行動の参考とするため、洪水、内水ハザードマップを作成し市民に広く周知します。

④土砂災害ハザードマップ作成事業

土砂災害ハザードマップを作成し、市民に広く周知します。

⑤公共施設への再生可能エネルギー導入促進（防災拠点のエネルギーセキュリティ強化）【再掲】

平時の脱炭素化と災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、災害時に避難所となる小・中学校や公民館を中心とした公共施設に、太陽光発電設備、省エネルギー・高効率機器、蓄電設備等の総合的な導入を推進します。また、PPA等の新しい手法による再生可能エネルギーの導入やVtoX（自動車からの外部給電）の活用、公共施設に設置された太陽光発電設備や蓄電池を活用したVPP（バーチャルパワープラント）の導入について検討します。

4-3 市民生活や健康への影響に関する対策の推進

宅地開発における暑さ対策の導入、緑のカーテンづくり等、夏の暑さを緩和するまちづくりを進めるとともに、熱中症予防対策について、市民への普及啓発を強化します。また、気候変動の影響によって想定される新たな感染症のリスクについても、市民への周知を図ります。

施策

(1) 暑熱対策【重点施策3】

①公共施設・家庭における緑のカーテン事業

夏の期間、窓に日影を作ることで日射による室内温度上昇の回避・軽減に効果があるとされる緑のカーテンについて、公共施設において実施するとともに市民向けの講習会の開催や種の配布を行います。

②公共施設の緑化の推進

「公共施設緑化マニュアル」及び「公共用地における樹木等の管理ガイドライン」の適切な運用により、公共施設における緑化を推進します。

③まちなかの暑さ対策事業

街路樹等による緑陰の創出や、商店街等との連携によるミストシャワーの設置促進等を行います。

④ヒートアイランド対策を強化した住宅街の普及促進

風の流れを計算した街区設計、断熱効果の高い住宅設計等の条件を満たす宅地開発等を促します。

(2) 熱中症対策【重点施策3】

①熱中症予防対策

熱中症予防対策として、リーフレットやポスター等を庁舎内窓口や公共施設等に掲示するとともに、各種講座・イベントや民生委員との連携による高齢者等への配布等、各種啓発媒体を活用した周知啓発を図ります。

②熱中症の注意喚起

夏の期間、暑さ指数(WBGT)が嚴重警戒である28度を超える日を目安に防災行政無線を放送する等、市民への注意喚起を図ります。

③市立学校・保育園等における熱中症予防対策

暑さ指数(WBGT)に基づき、注意喚起及び適切な対応を図るとともに、経口補水液等を常備する等、熱中症予防対策に努めます。

④熱中症による救急搬送人員の把握

夏の期間における熱中症による救急搬送人員を調査・把握します。

⑤まちのクールオアシス推進事業

埼玉県や埼玉県域の企業・団体と連携し、暑さの厳しい夏の日中に外出した際に、暑さをしのぎ涼むことができる場所として、約120か所の市内公共施設を一時休息所として開放する等の熱中症予防を図ります。

(3) 感染症対策

①感染症予防事業

感染症予防事業の一環として、夏季や海外渡航者の増加が予測される時季に「蚊に刺されないための方法」や「蚊の発生を減らす方法」についてオーロラビジョンやツイッター、フェイスブック等にて啓発を行います。

4-4 広域的な連携の推進

気候変動適応法に基づく「気候変動適応広域協議会」や気候変動適応センター等を通じ、国や近隣自治体等の地域レベルでの幅広い関係者と連携・協力を図り、気候変動適応の取組を推進します。

施策

(1) 広域的な連携による取組の推進【重点施策3】

①気候変動適応広域協議会を通じた取組の推進

気候変動適応法に基づく気候変動適応広域協議会を通じ、地域の適応策に関する優良事例の共有、地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理を行うとともに、地域における関係者や周辺自治体との連携をさらに強化し気候変動適応の取組を推進します。

②気候変動適応センターの活用

埼玉県や庁内関係部署との連携を図り、気候変動適応センターを通じた、市域における、気候変動実態やその影響、将来予測等、適応策に関する情報の収集と整備、分析や市民、事業者に向けた適応策に関する情報発信に取り組みます。

③都市間や広域的な連携による取組の推進

都市間や広域的な連携、森林環境整備基金の活用等を通じた気候変動適応の取組やカーボンオフセット等の活用について検討します。

(2) 多様な主体との連携による取組の推進【重点施策4】

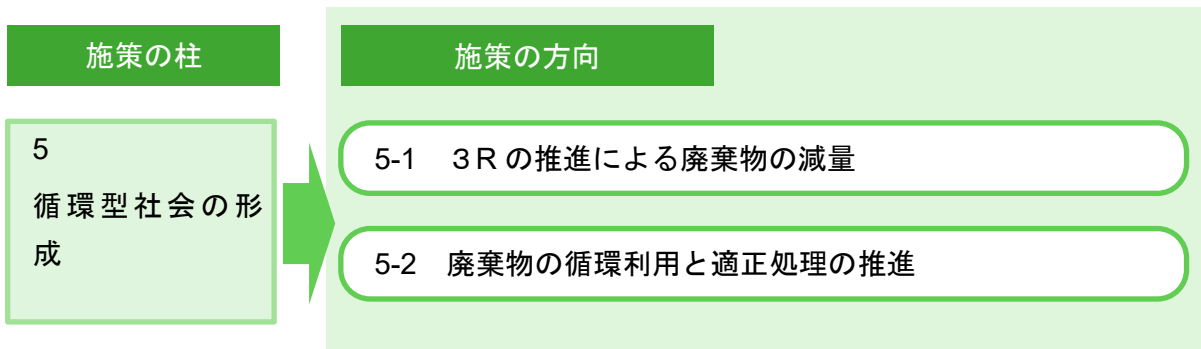
①多様な主体との連携による取組の推進

気候変動の影響は、頻発化・激甚化しており、「気候危機」とも言われています。今後は、市民、事業者、行政のあらゆる主体が危機感を認識・共有し、各主体それぞれが自らの責任と役割を理解し行動するとともに、連携・協力を図り、気候変動適応の取組を推進していきます。

5 循環型社会の形成

天然資源の消費や廃棄物の発生量の抑制により、循環型社会が形成され、温室効果ガスの排出削減につながります。

さいたま市一般廃棄物処理基本計画に基づく取組を推進し、ごみの減量化・資源化等に向けた取組を実施していきます。



目標	成果指標			
	成果指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する	市民1人1日当たりのごみの総排出量	881g (令和元年度)	838g	827g (令和9年度)
	ごみの総排出量に対する最終処分比率	3.15% (令和元年度)	3.1%	3.1%
施策の柱	目標指標			
	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
5 循環型社会の形成	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	518g (令和元年度)	467g	456g (令和9年度)
	事業系一般廃棄物排出事業者への啓発・指導件数	3,624件 (令和元年度)	5,200件	6,700件
	焼却灰及び飛灰の資源化率	72% (令和元年度)	80%	80%
	不法投棄情報通報協定件数	—	70件	100件

5-1 3Rの推進による廃棄物の減量

出前講座等の環境教育や啓発イベント等により、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する市民の意識向上を図ります。また、事業者に対して、適正処理に関する啓発や指導を行います。市民の日常生活や事業活動から発生するごみの発生抑制、再使用への取組、ごみを減らす生活スタイルの実践等により、ごみの減量を促進します。市民や事業者によるごみの分別の徹底、資源物の回収や集団回収等を促進し、再資源化の仕組みの強化を図ります。事業者への指導・啓発等により、産業廃棄物の3Rの取組を推進します。また、本市が実施する公共事業における廃棄物の3Rを推進します。

施策

(1) ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進

①ごみの発生抑制の推進

- ❖ 「もえるごみ」に含まれがちな資源物（「その他の紙（雑がみ）など」）の分別徹底や、生ごみの水切り、生ごみ処理容器の購入支援等により、ごみの減量を推進します。
- ❖ 食品ロス削減のための各種取組を推進します。
- ❖ マイボトルやマイバッグの利用促進により、レジ袋の削減や廃プラスチックごみの減量を図ります。
- ❖ イベント等におけるリユース食器の活用等により、使い捨て容器ごみの減量を図ります。
- ❖ 事業用大規模建築物の所有者等への減量等計画書の提出義務付けにより、事業者によるごみの減量化・再資源化を促進します。

②再使用の推進

- ❖ リサイクル家具展示販売会の開催、フリーマーケットの後援等により、リユース品の有効利用を推進します。
- ❖ 図書館において除籍した本や市民から寄贈された本を活用するため、公共施設に提供する頒布会や市民向けの「古本バザール」「古本リサイクル」等で再利用を図ります。

(2) 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進

①資源回収と再資源化の推進

- ❖ ごみの出し方マニュアル等による分別啓発を行い、食品包装プラスチック、小型家電等の資源物の分別の徹底を促進します。
- ❖ 市民団体等による資源回収運動を支援し、資源ごみの回収を促進します。
- ❖ 事業所や家庭における剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルを推進します。

②再生品利用の推進

- ❖ グリーン購入の推進による再生品利用の拡大を図ります。

(3) 3Rの意識啓発【重点施策4】

①3Rの意識啓発

- ❖ 出前講座、ごみスクール等の環境教育の実施、清掃関連施設の見学会の開催やイベントへの出展、ごみ分別アプリの利用促進や、ごみや商品の選択に関する情報発信等、市民の3Rの意識向上を図るための取組を推進します。
- ❖ クリーンさいたま推進員等によるごみの減量や適正排出に関する啓発活動を推進します。
- ❖ 事業系ごみの適正処理に関する啓発・指導を行います。

(4) 産業廃棄物の3Rの推進

①排出事業者の取組促進

- ❖ 排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施や、多量排出事業者に対する減量化・再資源化への取組啓発により、ごみの減量と適正排出を促進します。

②公共事業の取組推進

- ❖ 下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再資源化や、公共工事等における廃棄物のリサイクルを推進します。

③産業廃棄物に関する啓発

- ❖ 市民参加による産業廃棄物処理施設見学会を実施し、市民への産業廃棄物に関する意識の普及啓発を促進します。

5-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進

焼却残渣の資源化と焼却熱の有効利用を促進します。また、本市の廃棄物処理施設の計画的な整備・更新を推進します。

施策

(1) 廃棄物の循環利用の推進【重点施策1】

①廃棄物の循環利用の推進

- ❖ 溶融スラグや焼却灰等の焼却残渣の資源化及び、焼却施設における余熱の有効利用を推進します。

(2) 計画的な施設の整備・更新

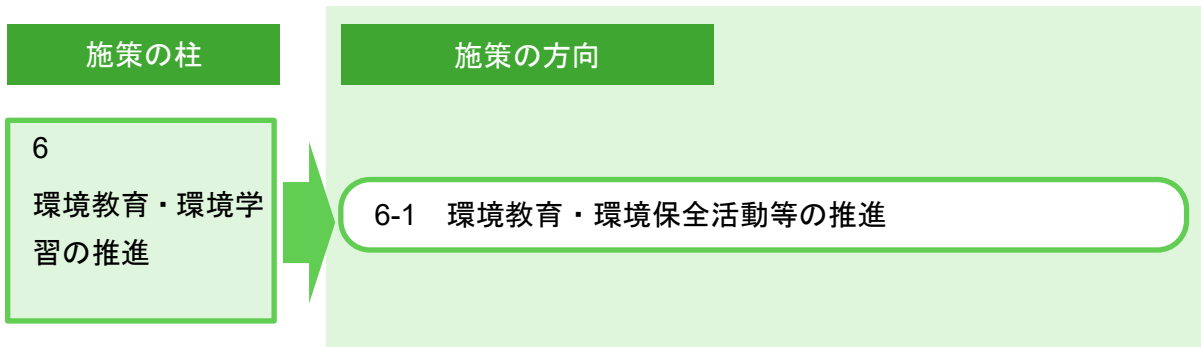
①計画的な施設の整備・更新

- ❖ サーマルエネルギーセンターの整備、衛生センターの統廃合、焼却施設、破碎施設の長寿命化等、安定的な廃棄物処理体制を維持します。

6 環境教育・環境学習の推進

地球温暖化を防ぎ、あるいは適応し、持続可能な社会を形成していくためには、一人ひとりが環境を理解し、意識を変革するとともに、多種多様な生活様式や働き方に合わせて、環境配慮行動を実践していく必要があります。

このため、地球温暖化に限らず、環境全般に関して、多様な主体と連携しながら環境意識の向上に取り組み、環境教育や環境活動を促進していきます。



目標	成果指標			
	成果指標項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度
すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する	環境に配慮した行動を実施している市民の割合	91.5% (令和2年度)	92%	92%
施策の柱	目標指標			
	目標指標項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度
6 環境教育・環境学習の推進	こどもエコ検定に取り組んだことで環境について児童が興味を持った学校の割合	63% (令和元年度)	95%	95%
	市と連携して環境教育・学習の推進に取り組む民間事業者等の団体数	11 団体 (R2.4.1 時点)	20 団体	25 団体
	環境イベントの参加者数合計	1,404 人 (令和元年度)	2,470 人	2,720 人
	SDGs 企業認証数	—	新規認証企業数 5 年間で 100 社増	新規認証企業数 10 年間で 200 社増
	環境美化活動（市民清掃活動）の参加者数	97,438 人 (令和元年度)	100,000 人	100,000 人

6-1 環境教育・環境保全活動等の推進

将来を担う子どもたちが持続可能な社会の創り手となることを目指すE S Dの視点を踏まえた環境教育の促進を図るための取組を充実することにより、環境に関する理解や学び、体験を促進します。保育園、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校等、年齢に応じた環境教育の充実に努めます。

公共施設における環境学習の支援や、環境学習に関する情報提供を行うとともに、多様な生活様式や働き方等にも対応して、様々な手法によって環境学習の機会を創出します。民間事業者等との連携拡充を図ることで、地域の様々な環境教育資源を活用し、幅広い世代の市民が環境教育・学習に取り組める機会や場所を提供します。

また、市民、市民活動団体、事業者等の環境保全活動を促進するため、すべての主体がパートナーシップのもと、様々な支援を推進するとともに、活動を通じた人と人とのつながりや地域の“絆”を深めます。

施策

(1) 環境教育の推進

①学校における環境教育の支援

- ❖ 学校における環境教育の総合的、継続的な取組の支援を行い、小中学生を対象とした環境教育の継続的な実施を推進します。
- ❖ 自然の教室等の校外行事における環境教育を継続します。

②学校における環境活動の促進

- ❖ 学校におけるリサイクル活動や美化活動等、児童・生徒による環境活動を促進します。

(2) 環境学習の推進【重点施策4】

①環境学習の支援

- ❖ オンラインや公共施設における環境に関する各種講座を推進し、環境学習を支援します。
- ❖ 市民活動団体や事業者等と協働・連携し、環境に関する各種講座等を実施する等、環境活動を担う人材を育成します。

②環境学習情報の発信

- ❖ 広報やインターネット等を活用し、環境学習に関する情報提供を推進します。

(3) 環境活動の促進【重点施策1】【重点施策4】

①環境活動の普及啓発

- ❖ 市民の環境保全に対する理解と関心を深め、環境にやさしいライフスタイルが自発的に実践されるよう、様々な方法で周知・啓発を行います。

- ❖ 市民活動団体による、環境学習の推進による啓発活動、市民、事業者、学校、行政等のパートナーシップ及びネットワークづくり等を推進します。

②市民・団体等の活動への支援

- ❖ 市民・団体等と連携して実施する清掃・美化活動、緑づくり等の環境活動への支援を行います。

③事業者の環境配慮の促進

- ❖ 事業者向けの環境研修会を開催する等、研修機会や相談体制の充実を図ります。
- ❖ 環境マネジメントシステム等の認証取得支援や中小企業の環境対策への支援を実施します。また、SDGsに取り組む事業者を認証します。

④連携・協働の推進

- ❖ 「さいたま市環境フォーラム」等の連携・協働による環境イベントの開催を推進します。
- ❖ 市民、事業者等と各種環境イベントを連携・協働で開催することにより、広く環境への取組の普及・啓発を図ります。

都市間連携による取組の発展

平成30(2018)年7月、さいたま市長と会津若松市長が連携協定を締結しました。この協定では、それぞれがスマートシティ・観光・商工の分野における知見及び地域資源を活用した連携を推進することで、まちの魅力や価値を高めていくこととしています。

また、令和元(2019)年12月、本市は、ドイツ・バイエルン州ニュルンベルク市と経済連携のための覚書(MoU)を締結しました。これに基づき、メカトロニクス・医療機器・新エネルギー及びIndustry4.0関連分野を重点分野として都市間の経済交流を進めていくこととしています。

これらはいずれも、スマートシティやエネルギーの分野で先進的な取組を行っている都市同士が連携・強力を行うものです。今後、連携による新たな取組や取組のさらなる発展が期待されています。